

## 広島県CALS/ECC連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、広島県CALS/ECC連絡協議会と称する。

### (目的)

第2条 本県において、公共事業執行のIT化であるCALS/ECCを受発注者一体となって推進するため、意見交換や必要な調整を行いながら、それぞれの取組の方向性や内容について整合を図るとともに、CALS/ECCの着実な浸透を目指した普及促進活動を行う。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本県におけるCALS/ECCに関する受発注者の意見交換及び連絡調整
- (2)本県におけるCALS/ECCの普及促進

### (会員)

第4条 会員は別表1のとおりとする。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名

### (役員の選任)

第6条 会長は、広島県土木部技監をもって充てる。

2 副会長は、財団法人広島県建設技術センター理事長をもって充てる。

### (役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

### (会議)

第8条 会議は、必要に応じ会長が召集する。

### (電子納品分科会)

第9条 本会の電子納品に関連した業務について、より詳細な調整を行うため、電子納品分科会を置く。

2 電子納品分科会は別表2の機関から、各機関の長が推薦した者により構成する。

3 分科会に、会を統轄する班長を置く。

### (事務局)

第10条 本会及び分科会の事務局は広島県土木部総務管理局技術指導室に置く。

### 附 則

この規約は、平成16年 1月20日から施行する

### 附 則

この規約は、平成16年 7月 8日から施行する

### 附 則

この規約は、平成17年 6月16日から施行する

### 附 則

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する

### 附 則

この規約は、平成18年11月 7日から施行する

## 別表 1

## 広島県C A L S / E C 連絡協議会会員

会長	広島県土木部技監
副会長	財団法人広島県建設技術センター理事長
会員（県）	広島県総務部財務局営繕室長
	広島県農林水産部農林整備局農林整備管理室長
	広島県土木部総務管理局建設産業室長
	広島県都市部都市事業局下水道室長
会員（市町）	広島市都市整備局指導部技術管理課長
	呉市土木建設部土木課長
	福山市建設局建設管理部技術検査課長
	坂町産業建設課長
	北広島町建設課長
会員（外郭）	広島県道路公社建設課長
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長
会員（受注者）	社団法人広島県建設工業協会情報化担当役員
	広島県建設業協会連合会情報化担当役員
	社団法人広島県管工事業協会情報化担当役員
	社団法人広島県造園建設業協会情報化担当役員
	社団法人広島県法面協会情報化担当役員
	社団法人広島県リフォーム建設協会情報化担当役員
	社団法人広島県浄化槽協会情報化担当役員
	社団法人広島電業協会情報化担当役員
	広島県土地改良事業団体連合会情報化担当役員
	社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部情報化担当役員
	社団法人広島県測量設計業協会情報化担当役員
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部情報化担当役員
	社団法人広島県建築士事務所協会情報化担当役員
	社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部情報化担当役員
	社団法人日本下水道施設業協会中国支部情報化担当役員
会員（アドバイザー）	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課課長補佐
	財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長
事務局	広島県土木部総務管理局技術指導室長

## 別表 2

## 電子納品分科会構成員 所属機関

班長	広島県土木部総務管理局技術指導室
	広島県都市部都市事業局下水道室
	広島県総務部財務局営繕室
	広島県農林水産部農林整備局農林整備管理室
	財団法人広島県建設技術センター
	呉市土木建設部
	社団法人広島県建設工業協会
	広島県建設業協会連合会
	社団法人広島県管工事業協会
	社団法人広島電業協会
	広島県土地改良事業団体連合会
	社団法人広島県測量設計業協会
	社団法人広島県建築士事務所協会
	社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国四国支部
	社団法人日本下水道施設業協会中国支部